

令和3年5月25日現在

第3期(4/1~24)に続き、第4期(4/25~5/31)も時短要請等に応じてくださった飲食店の方は、6/1(火)以降であれば、第3期・第4期をまとめて一度に申請できます(電子申請も可能です)。第3期・第4期をまとめて申請する場合の要項・様式は5/31(月)公表予定です。

兵庫県・市町協調による

「第3期 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」申請要項

協力金の概要

■趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、兵庫県が飲食店等に対して行った営業時間短縮の要請(以下「時短要請」といいます。)に応じてくださった店舗を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」(以下「協力金」といいます。)を県と市町が協調して支給します。

(この協力金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。)

<協力金の概要>

期間区分 店舗の所在市町/期間	第3期		
	4/1~4/4	4/5~4/21	4/22~4/24
<区域①> 神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の店舗	【県による時短要請】 @4万円×時短営業日数 時短営業：午前5時~午後9時	【まん延防止等重点措置】 @4~10万円(売上減少方式・上限20万円)×時短営業日数 時短営業：午前5時~午後8時	
<区域②> 伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・猪名川町の店舗		【県による時短要請】 @2.5~7.5万円(売上減少方式の場合 上限20万円)×時短営業日数	
<区域③> 加古川市・高砂市・姫路市・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町の店舗	【県による時短要請】 @2.5~7.5万円(売上減少方式の場合 上限20万円)×時短営業日数		

(1) [県による時短要請]に対する協力金(県要請協力金)

項目	<区域①> 神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の店舗	<区域②> 伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・猪名川町の店舗	<区域③> 加古川市・高砂市・姫路市・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町の店舗
対象期間	令和3年4月1日~ 4月4日 [4日間]	令和3年4月1日 ~4月21日 [21日間]	令和3年4月1日~ 4月24日 [24日間]
要請内容	通常、午後9時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類の提供は午前11時から午後8時30分まで)に短縮すること		
支給額	下記①と②の合計額 ①<4月1日~4月21日の間> 1日あたり 4万円 /店舗×時短営業日数 ②<4月22日~4月24日の間> 売上高又はその減少額に応じて1日あたり 2.5~20万円 /店舗×時短営業日数 (<区域③のみ>)		
対象施設	飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗(酒類を提供する店に限定しません)		

(2) [まん延防止等重点措置]による時短要請に対する協力金(まん延防止協力金)

項目	<区域①>神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の店舗	<区域②>伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・猪名川町の店舗
対象期間	令和3年4月5日～4月24日 [20日間]	令和3年4月22日～4月24日 [3日間]
要請内容	通常、午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮すること	
支給額	売上高又はその減少額に応じて1日あたり4～20万円/店舗×時短営業日数	
対象施設	飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗(酒類を提供する店に限定しません)	

■支給要件

- ・前記の(1)と(2)の協力金を、一つの申請書で申請することができます。
- ・第3期から時短営業に応じた店舗も、申請することができます。
- ・次の6つの支給要件をすべて満たす事業者の方が対象となります。
 - ① 対象区域内で、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している飲食店又は遊興施設を運営する事業者であること。
 - ※1 主たる事務所が兵庫県外でも対象区域内に店舗があれば対象になります。また、大企業も対象です。
 - ※2 地方自治法上の地方公共団体は対象外とします。任意団体は、代表者を個人事業主として扱います。
 - ※3 テークアウトやデリバリー専門の飲食店、自動販売機、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、飲食スペースを有さないキッチンカー等は対象外です。
 - ※4 ネットカフェ、漫画喫茶など、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、休業・時短要請の対象外であるため、協力金の対象外です。
 - ② 対象店舗が、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を時短要請への協力開始日より前に受け、営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が、令和3年4月24日(第3期における時短要請の期間(以下「要請期間」といいます。))の最終日)以降であること。
 - ※1 「営業実態がある」とは、営業している状態にあることを言い、新型コロナウイルスの影響により令和3年1月頃から休業している場合も含みます。休業している場合は、営業に必要な設備等を備えており、いつでも営業を再開(開始)できる状態にあることをいいます。
 - ※2 最近新たに開店された店舗については、営業実態の確認を慎重に行うため、申請受付終了後一ヶ月間程度(概ね令和3年7月末まで)の期間における飲食部門の売上の確認や現地調査などを経て、協力金をお支払いすることがあります。

③ 通常の営業時間と要請期間中の営業時間が、以下の表の内容を満たすこと。

区分	通常の営業時間	要請期間中の営業時間
(1) 県要請協力金	午後9時から翌朝午前5時までの夜間時間帯を含むこと	午前5時から午後9時（酒類提供は午前11時から午後8時30分）までの間に短縮すること
(2) まん延防止協力金	午後8時から翌朝午前5時までの夜間時間帯を含むこと	午前5時から午後8時（酒類提供は午前11時から午後7時）までの間に短縮すること

※1 通常の営業時間とは、要請期間以前及び終了後の営業時間をいいます。

※2 閉店時間とは、ラストオーダーではなく、店舗を閉店する時間をいいます。
閉店時間が要請の時間を過ぎた場合は、支給対象外となりますので、ご注意ください。

④ 対象店舗が兵庫県の時短要請に応じて、原則として、令和3年4月1日から令和3年4月24日（要請期間の最終日）までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（酒類提供時間の短縮を含む）に協力したこと。

※ 特別な事情で4月1日から時短営業を開始できなかった場合、協力開始日から4月24日までの間、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業に協力すれば、時短営業日数に応じて協力金を支給します。

⑤ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、兵庫県の感染防止対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していること。

※1 各業種別ガイドライン（内閣官房HP）
https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200527.pdf

※2 感染防止対策宣言ポスター
兵庫県HPから入手してください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>



HPから入手困難な場合は、「兵庫県緊急事態措置コールセンター」までお電話ください。（電話 078-362-9921）

＜参考＞ 飲食の場面における新型コロナウイルス感染症防止対策宣言
～取組の8つのポイント～

1	要請された営業時間を遵守している
2	座席配置の工夫やパーティションの設置など、密にならないよう、他のお客様との間隔を十分とっている
3	空気清浄機やCO2センサーを設置するなど、定期的な換気を行っている
4	飲食以外の会話時での扇子やマスクなどによる飛沫防止の徹底を呼びかけている
5	手指消毒液を設置している
6	大人数・長時間の飲食にならないよう呼びかけている
7	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っている
8	上記1～7を遵守のうえ「感染防止対策宣言ポスター」を掲示している

- ⑥ 申請者または申請者の代表者が、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）に規定する暴力団若しくは暴力団員、又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

■申請額

- ・「協力金計算方式(まん延防止協力金)フローチャート」(6ページ)を確認のうえ、ご自身が当てはまる方式を確認してから、協力金申請額を算定してください。
- ・＜区域③＞加古川市・高砂市・姫路市・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町の店舗の方7ページ「協力金計算方式(県要請協力金フローチャート＜区域③の4/22～24分のみ＞)」も確認してください。なお、同じ売上高方式・売上高減少額方式でも、まん延防止協力金と4月22～24日分の県要請協力金とでは、計算式が異なることに、ご注意ください。
- ・定休日や不定休による店休日は、協力金の対象となる時短営業日数に含みません。
- ・申請書に、要請に応じて時短営業された日を記載していただきます。
- ・通常時と要請期間中の定休日異なる場合や、不定休で昨年同時期に休んだ店休日と要請期間中の店休日数が異なる場合は理由書（添付資料⑱）を提出してください。
- ・審査の結果により、申請金額から変更して、協力金を支給することがあります。

<区域①> 神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の店舗の方

各協力金の金額を合計したものが申請額となります。

対象期間	区分	計算式
4/1～4/4	県要請協力金	4万円/日×時短営業日数
4/5～4/24	まん延防止協力金	売上高方式(4～10万円/日)又は売上高減少額方式(0円～20万円/日)による協力金日額×時短営業日数

<区域②> 伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・明石市・猪名川町の店舗の方

各協力金の金額を合計したものが申請額となります。

対象期間	区分	計算式
4/1～4/21	県要請協力金	4万円/日×時短営業日数
4/22～4/24	まん延防止協力金	売上高方式(4～10万円/日)又は売上高減少額方式(0円～20万円/日)による協力金日額×時短営業日数

<区域③> 加古川市・高砂市・姫路市・稲美町・播磨町・神河町・市川町・福崎町の店舗の方

各協力金の金額を合計したものが申請額となります。

対象期間	区分	計算式
4/1～4/21	県要請協力金	4万円/日×時短営業日数
4/22～4/24		売上高方式(2.5～7.5万円/日)又は売上高減少額方式(0～20万円/日)による協力金日額×時短営業日数

協力金計算方式（まん延防止協力金） フローチャート

中小企業者等に該当しますか？

※飲食業は、資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時雇用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。

カラオケ等のサービス業は、資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時雇用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

※常時使用する従業員の数が、上記の数以下のNPO法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等の法人も、この対象とします。

いいえ

はい

申請する店舗の、令和元年（2019年）又は令和2年（2020年）の4月（月別売上高が分からない場合は、年間）の1日当たりの飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税を含みません。以下同じ）が

A. 10万円以下

B. 10万円超～25万円

C. 25万円超

A

B

C

申請する店舗の、1日当たりの飲食部門の売上高が令和元年又は令和2年の4月と今年4月を比較して、減少額は25万円以下ですか

はい

いいえ

【1】 4万円/日	【2】 売上高に応じて 4.1～10万円/日	【2】 10万円/日
--------------	------------------------------	---------------

売上高方式

【3】 売上高減少額に応じて 10～20万円/日	【3】 売上高減少額に応じて 0～20万円/日
--------------------------------	-------------------------------

売上高減少方式

協力金計算方式（県要請協力金）フローチャート

<区域③の4/22～24分のみ>

中小企業者等に該当しますか？

※飲食業は、資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時雇用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。

カラオケ等のサービス業は、資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時雇用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

※常時使用する従業員の数が、上記の数以下のNPO法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等の法人も、この対象とします。

いいえ

はい

申請する店舗の、令和元年（2019年）又は令和2年（2020年）の4月（月別売上高が分からない場合は、年間）の1日当たりの飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税を含みません。以下同じ）**(*)**が

- A. 83,333円以下
- B. 83,334円～25万円
- C. 25万円超

A

B

C

申請する店舗の、1日当たりの飲食部門の売上高の減少額（令和元年又は令和2年の4月分から今年4月分を控除）に0.4を乗じて得られた金額につき1千円未満を切り上げて得られた金額が協力金の日額になります。（ただし、20万円又は上記**(*)**の売上高に0.3を乗じた金額につき1千円未満を切り上げて得られた金額のいずれか低い額が上限になります）

有利な方を選択可能

【4】

2.5万円/
日

【5】

売上高に応じて
2.6～7.5万円/
日

【5】

7.5万円/
日

【6】

売上高減少額に応じ
て7.5～20万円/日

【6】

売上高減少額に応じ
て0～20万円/日

売上高方式

売上高減少額方式

- ・協力金日額の計算方式（売上高方式と売上高減少額方式）について
県の協力金ホームページに掲載している「補足資料」を参考にしてください。

（まん延防止協力金における計算方式）

中小企業等 【売上高方式】	大企業と希望する中小企業等 【売上高減少額方式】
<p>下記のア又はイのいずれかの方法により、協力金日額を算定します。</p> <p>ア. [申請店舗の令和元年又は令和2年の4月の一日当たりの飲食部門の売上高] が10万円以下の場合：<u>4万円</u></p> <p>イ. [申請店舗の令和元年又は令和2年の4月の一日当たりの飲食部門の売上高] が10万円を超える場合：<u>[申請店舗の令和元年又は令和2年の4月の一日当たりの飲食部門の売上高]に0.4を乗じた金額</u></p> <p>（ただし、千円未満を切り上げ、上限を10万円とします）</p>	<p><u>[申請店舗の令和元年又は令和2年の4月の一日当たりの飲食部門の売上高]から[申請店舗の令和3年4月の一日当たりの飲食部門の売上高]を控除した金額に0.4を乗じた金額</u></p> <p>（ただし、千円未満を切り上げ、上限を20万円とします）</p> <p>（中小企業も、この方式を選択することができます。）</p>

（県要請協力金における計算方式）

※<区域③>（東播磨(明石除く)・中播磨地域）の4/22～4/24分にも適用されます

中小企業等 【売上高方式】	大企業と希望する中小企業等 【売上高減少額方式】
<p>下記のア又はイのいずれかの方法により、協力金日額を算定します。</p> <p>ア. [申請店舗の令和元年又は令和2年の4月の一日当たりの飲食部門の売上高] が83,333円以下の場合：<u>2.5万円</u></p> <p>イ. [申請店舗の令和元年又は令和2年の4月の一日当たりの飲食部門の売上高] が83,334円以上の場合： <u>[申請店舗の令和元年又は令和2年の4月の一日当たりの飲食部門の売上高]に0.3を乗じた金額</u></p> <p>（ただし、千円未満を切り上げ。また、上限を7.5万円とします）</p>	<p><u>[申請店舗の令和元年又は令和2年の4月の一日当たりの飲食部門の売上高(*)]から[申請店舗の令和3年4月の一日当たりの飲食部門の売上高]を控除した金額に0.4を乗じた金額</u></p> <p>（ただし、千円未満を切り上げ。また、20万円又は、上記(*)の売上高に0.3を乗じた金額につき1千円未満を切り上げた金額の、いずれか低い金額を上限とします）</p> <p>（中小企業も、この方式を選択することができます。）</p>

注)

(7) ここでの売上高には、消費税及び地方消費税を含みません。

(イ) 中小企業と大企業の範囲

ここでいう中小企業には、中小企業基本法上の中小企業者（下記の表の、資本金の額等又は常時使用する従業員数（*1）のいずれかの要件に該当する会社及び個人事業主。ただし、みなし大企業（*2）を除きます）のほか、下記の従業員数の要件を満たす会社以外の法人等（人格なき社団等を含みます。）も、中小企業と見なします。いずれにも該当しなければ大企業となります。

<中小企業の範囲>

産業分類	飲食業	サービス業(ホル、カオカボックス等)
資本金の額又は出資の総額	5,000万円以下の会社	5,000万円以下の会社
	又は	又は
常時使用する従業員数	50人以下の会社及び個人	100人以下の会社及び個人

*1 「常時使用する従業員」とは

日々雇い入れられる者や二ヶ月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に四ヶ月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員をいいます。また、従業員数は、申請時点の人数とします。

*2 「みなし大企業」とは

「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業をいいます。

発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している法人

発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が有している法人

大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人

(ウ) 中小企業は【売上高方式】又は【売上高減少額方式】のいずれかの方式を選択できます。大企業は【売上高減少額方式】のみとなります。

(エ) 令和元年又は令和2年のいずれの年の売上を用いるか、申請者で選択することができます。

(オ) 【売上高方式】の「4月の一日当たりの飲食部門の売上高」は、以下の計算式により算定してください。1円未満の端数は切り上げてください。

$$\boxed{(4月の売上高) \div (4月の合計営業日数)}$$

「合計営業日数」は、4月の日数30日から、この期間における定休日等の店休日数を控除して算出します。

営業日数や店休日数は売上帳簿等で確認してください。それが分からないときは、1ヶ月間の営業日数を26日と見なして、計算してください。

この売上高の計算を行う際は、（添付書類⑫）「協力金日額の計算シート」に必要事項を記載して計算すると共に、同シートも提出してください。

(カ) 令和2年5月以降に新規開店した店舗に関する【売上高方式】の特例

(a) 第3期協力金の申請時点で、令和2年(度)分の確定申告を行った場合

確定申告書に記載している令和2年(度)分の売上高を、開店日から令和2年12月31日又は当該事業年度の末日までの間の営業日数で割って、一日当たりの飲食部門の売上高を算定してください。

(b) 上記(a)の方法で一日当たりの飲食部門の売上高を算定できない場合

原則として、協力金日額を4万円/日とします。

ただし、開店日から要請期間の最終日までの間の任意の1ヶ月間の売上高を、当該月の営業日数で割って、一日当たり売上高を算定することもできます。この場合、令和2年5月以降に開店したことを示す資料(開店オープンのチラシ等)と、選択した当該月の売上高及び営業日数を示す売上帳簿等を、申請書に添付して提出してください。

(c) ここでいう「開店」とは、不特定多数のお客に対して営業を始めることを言い、関係者や親族等のみを対象に行ったプレオープン等は「開店」には当たりません。

(例1) 令和2年9月1日にオープン。オープンから休業・時短要請終了日までの合計売上高は2千万円、開店以来の営業日数は250日だった場合
 $2\text{千万円} \div 250\text{日} = 80,000\text{円}$ を、その店の一日当たり売上高と見なす。

(キ) 【売上高方式】において、下記の表のとおり、一日当たりの売上高が10万円又は83,333円以下の場合は、協力金日額は一律4万円又は2.5万円となります。この場合、売上高確認のための確定申告書等の写しの提出は不要です。

ただし、これとは別に、営業実態を確認するための確定申告書等の写しの提出が必要な場合があります。

協力金区分、店舗所在地等	一日当たり売上高	協力金の日額
緊急事態協力金及びまん延防止協力金	10万円以下	一日当たり 4万円/店舗
県要請協力金 <区域③の4/22~24分のみ> (加古川市・高砂市・姫路市・稲美町・ 播磨町・神河町・市川町・福崎町)	83,333円以下	【4/22~24分のみ】 一日当たり 2.5万円/店舗

(ク) 【売上高方式】で一律の協力金日額ではない場合の取扱い

まん延防止協力金では一日当たり売上高が10万円超、県要請協力金<<区域③>>の4/22~24分のみ>>では一日当たり売上高が83,334円以上の場合

(a) 各月の売上高を確認するための提出書類

下記の確定申告書類の写しと各月の売上帳簿を、申請に添付してください。

1	確定申告書類の写し	<p>(法人の場合)</p> <p>法人税確定申告書別表一、法人事業概況説明書</p> <p>(個人の場合)</p> <p>確定申告書B第一表、青色決算申告書、収支内訳書、住民税申告書</p>
2	各月の売上帳簿の写し	<p>試算表、売上台帳、出納帳等</p> <p>※審査をスムーズに進めるため、売上高の計算に使った金額には、下線を引く、目印（○など）を付けるなどしてください。</p> <p>※売上帳簿に必ず（添付書類⑫）「協力金日額の計算シート」の入力単位に合わせて売上高を集計し記入してください。1日単位の場合は、必ず1日ごとの売上高、1か月単位の場合は、月の売上高を必ず集計して記入して提出してください。年単位の場合も年間売上合計額を記入してください。</p> <p>また飲食以外の売上が含まれる場合は、その売上を除いた売上高を入力単位ごとに集計し、帳簿に必ず記入してください。</p>

(b) 月別売上高が分からない場合

確定申告書類や売上帳簿からは各月の売上高を確認できない場合、確定申告書類の年間売上高をその年の年間営業日数（365(366)日から定休日等の店休日数を引いた日数）で割って得られた値を、一日当たり売上高と見なすことができます（1円未満の端数は切り上げ）。この場合、売上が0円であっても営業した日は年間営業日数に加えてください。

年間営業数は、売上帳簿等で確認してください。年間営業日数が分からない場合は、312日と見なして、計算してください。

(例1) 2019年の年間売上高が6.5千万円であるが、各月の売上高が売上帳簿を見ても分からない場合

定休日や年末年始休みの店休日が年間40日だったとすれば、6.5千万円 ÷ (365-40)日 = 200,000円を、その店の一日当たり売上高と見なす。

(c) 確定申告書類の売上高に、飲食部門以外の売上を含む場合

売上帳簿やレジの日計表、会計伝票などにに基づき、飲食部門の売上を集計してください。

会計伝票をまとめて記載している等のやむを得ない場合は、法人事業概況説明書「12 事業形態」欄における「兼業割合」を利用する方法や、令和2年5

月以降の任意の月の月間売上高に占める飲食部門の比率を使って計算する方法
その他合理的な方法により算出ことも可能とします。

(その場合、申請書にその計算式を記載した書類(添付)と根拠となる売上
帳簿等の資料を添付してください)。

(例2-1) 飲食部門と物販部門がある事業者の場合(両部門は別店舗)

令和元年分の法人事業概況説明書の「12 事業形態」欄に、兼業割合として「飲食 60%」「物販 40%」とあり、年間売上高が1億円の場合、令和元年のその事業者の飲食部門売上高を、 $1 \text{ 億円} \times 60\% = 6 \text{ 千万円}$ と見なす。

(例2-2) 飲食部門と物販部門がある事業者の場合(両部門は別店舗)

令和元年度売上高が1億円(飲食部門の比率は不明)、令和2年10月の
全体売上高に占める飲食部門の売上高の比率が20%の場合、令和元年度
のその事業者の飲食部門売上高を、 $1 \text{ 億円} \times 20\% = 2 \text{ 千万円}$ と見なす。

(d) 確定申告書類の売上高が、複数店舗の合計売上高である場合

申請しようとする店舗の売上高を、売上帳簿やレジの日計表、会計伝票など
に基づき集計してください。売上帳簿等を調べてもそれが分からない場合は、
確定申告書類の売上高を店舗数で割って、申請店舗の年間売上高を算出し、そ
れをその年の営業日数で割って、一日当たり売上高とすることもできます。

(この場合、その計算式を記載した書類と店舗数を示す書類の写しを提出し
てください)

(例3) 2019年の年間売上高は1.6億円であるが、飲食店5店舗を営んでい
て各店の売上高が売上帳簿を見ても分からない場合

定休日や年末年始休みの店休日が年間45日だったとすれば、 $1.6 \text{ 億円} \div 5$
店舗 $\div (365 - 45) \text{ 日} = 100,000 \text{ 円}$ を、その店の一日当たり売上高と見なす。

(e) 合併・法人成り・事業承継に係る【売上高方式】の特例

合併・法人成り・事業承継等により、令和3年4月と前年又は前々年の事業
者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合に、過去の売
上高を基準とし、1日当たりの売上高を算定することができます。

ただし、継続性を確認するため、以下の書類の提出が必要となります。

(合併の場合)

発行3か月以内の履歴事項全部証明書の写し(合併年月日の確認のため)

(法人成りの場合(以下の全ての書類))

法人設立届出書の写し(設立の形態の確認のため) ※税務署の受付印があるもの

廃業届の写し(廃業の事由確認のため) ※税務署の受付印があるもの

発行3か月以内の履歴事項全部証明書の写し(設立年月日の確認のため)

(事業承継の場合)

開業届の写し(被承継人の確認のため) ※税務署の受付印があるもの

(死亡による事業承継の場合)

所得税の青色申告承認申請書（被相続人の氏名と申請者の一致確認のため）

(f) 上記(a)から(e)までの売上高や営業日数、店休日数の算出に使用した試算表、レジの日計表、会計伝票等などの根拠資料は、後日、調査させていただく場合がありますので、必ず保存しておいてください。

(g) 【売上高減少額方式】について

(a) 令和3年4月の売上高を確認するため、添付⑫「協力金日額の計算シート」により月間売上を集計するとともに、売上帳簿の写しを提出してください。

- ・ 審査をスムーズに進めるため、売上高の集計に使った金額には、下線を引く、目印（○など）を付けるなどしてください。
- ・ 売上帳簿に必ず（添付書類⑫）「協力金日額の計算シート」の入力単位に合わせて売上高を集計し記入してください。
- ・ また提出前に、売上帳簿と協力金日額の計算シートに入力した金額が一致しているか確認してください。1日単位の場合は、必ず1日ごとの売上高、1か月単位の場合は、月の売上高を必ず集計して記入して提出してください。
- ・ 飲食以外の売上が含まれる場合は、その売上を除いた売上高を入力単位ごとに集計し、帳簿に必ず記入してください。

(b) 令和2年5月から令和3年3月までの間に新規開店された店舗については、10ページの(h)の(a)の方法又は(b)のただし書きに記載の方法により、この期間における一日当たりの飲食部門の売上高を算出し、それから令和3年4月の一日当たりの飲食部門の売上高を控除して、売上高減少額を算定してください。なお、このいずれかの方法により算定される場合は、その計算式を記載した書類と関係する売上帳簿の写しを申請書に添付してください。

(c) 令和3年4月以降に新規開店された店舗については、売上高減少額の算出ができないため、この方式を利用することができません。

(d) その他、一日当たりの売上高を算出する計算方法は、9ページからの(ア)から(ク)までと同様とします。

・ 時短営業日数の計算例

「○」の日のうち、網掛けが付いている日が協力金の対象です。

事例	時短営業の内容	時短営業日数																																																
例1	神戸市の店舗で、4月1日から時短営業を開始し、4月24日まで時短営業を継続した(期間中、定休日3日間)	21日間																																																
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4/1</td><td>4/2</td><td>4/3</td><td>4/4</td><td>4/5</td><td>4/6</td><td>4/7</td><td>4/8</td><td>4/9</td><td>4/10</td><td>4/11</td><td>4/12</td><td>4/13</td><td>4/14</td><td>4/15</td><td>4/16</td><td>4/17</td><td>4/18</td><td>4/19</td><td>4/20</td><td>4/21</td><td>4/22</td><td>4/23</td><td>4/24</td> </tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </table>			4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○
4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24																											
○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○																											

例2	明石市の店舗で、通常の営業時間が21時までの店舗(県要請協力金は対象外)。4月22日から「まん延防止協力金」の対象となり、4月24日まで連続して時短営業した(4月22日以降の時短営業期間の定休日はなし)	3日間																					
4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24
×	×	×	×	定	×	×	×	×	×	×	定	×	×	×	×	×	×	定	×	×	○	○	○
例3	神戸市の店舗(通常の営業時間が24時まで)で、事情があり時短営業の開始が4月3日からとなった。同日から4月11日まで連続して時短営業したが、4月13日だけ予約の関係で通常の営業時間で営業した。4月14日から4月24日まで再び連続して時短営業した(4月14日以降の時短営業期間の定休日は1日間)	10日間																					
4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24
×	×	×	×	定	×	×	×	×	×	×	定	×	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○

■ ご注意

- 各期協力金の支給は、対象となる1施設(店舗)につき1回限りです。法人と個人事業主を問わず、複数の者が重複して同じ店舗の申請をすることはできません。あわせて、兵庫県が行う大規模施設等に対する休業要請等の協力金と重複して申請することもできません。
- 実態により、複数の営業許可を有する施設(店舗)を1施設(店舗)と判断する場合があります。
- この協力金の税務上の処理は、税理士又は最寄りの税務署にお問い合わせください。
- その他の注意事項は、県ホームページに「よくあるお問い合わせ」を掲示しておりますので、あわせてご確認ください。

申請手続

■ 申請受付期間：令和3年5月25日(火)～令和3年6月30日(水)

(6月30日の消印有効)

■ 申請方法

- ・郵送により、申請書と添付書類を提出してください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご持参による提出はご遠慮ください。
- ・6月1日(火)からは、第4期協力金(4月25日～5月31日分)の申請を受け付けますが、第3期と第4期をあわせて一回で申請可能です。電子申請にも対応します。
- ・第3期申請を郵送でされた方が、第4期分を申請されるときは、第4期の申請書様式により郵送で申請してください。(電子申請はご利用できません)
- ・提出される際は、必ず「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送してください。郵送する前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして、保管してください。

- ・写真や書類のコピー等を同封される場合は、申請者のお名前（法人名、個人事業主名）や店舗名を余白や裏面に記載してください。
- ・申請書類の到着に関する電話でのお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。（郵便追跡サービス等をご利用ください。）

（宛先）〒650-8779

神戸市中央区中山手通 兵庫県時短協力金事務局あて

<郵便番号と宛名だけで届きます（住所記入不要）>

（３）一人の申請者が複数の店舗について申請されるとき

電子申請	<p>1店舗ごとに申請してください。</p> <p>※各申請に共通する項目（申請者の情報、振込希望口座など）については、申請受付完了メールに記載される申請内容を、項目ごとにコピーして貼り付けていく方式を採って、入力の手間を省力化できます。</p>
紙申請	<p>申請書の「4. 営業時間短縮を行った店舗の情報」以降の欄を、店舗ごとに作成して、添付書類とともに郵送してください。</p> <p>添付書類のうち、各店舗の写真などは、店舗ごとに「添付書類台紙」に貼って提出してください。</p> <p>※郵送で提出する場合は、「協力金日額の計算シート」（添付書類⑫）は、必ず CD-ROM などの電子媒体に Excel 形式のデータで保存してしてください。ファイル名は、「申請者名（法人名又は、個人事業主名_店舗名称）」で作成してください。</p>

■申請に必要な書類の入手方法

（１）ウェブサイトからダウンロード

県のホームページからダウンロードできます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin3.html>



（２）県内の市町、県民局・県民センター、商工会・商工会議所等でも申請様式を配付します。（配付場所は決まり次第、県ホームページでお知らせします）

■申請書類と添付書類

提出いただいた申請書類等は、原則として返却しません。

（１）申請書

（２）添付書類

複数店舗で申請される場合、次の④～⑳の書類は、店舗ごとに提出してください。添付書類のうち写真等は「添付書類台紙」に貼り付けて提出してください。

<表 1> 添付書類一覧（すべての申請者に提出いただくもの）

※ このほか、<表 2>から<表 4>に記載する書類の提出が必要です。

※ 第 1 期協力金（令和 3 年 1 月 12 日又は 14 日～2 月 7 日の時短要請に係るもの）又は第 2 期協力金（令和 3 年 2 月 8 日～3 月 31 日の時短要請に係るもの）を申請された方で、各書類に変更のない場合は、①・②の書類（★のあるもの）の添付は不要です。

書類名	説明・具体例
① 代表者の本人確認書類の写し（★）	<p>法人代表者又は個人事業主本人のマイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、パスポート（住所欄含む）、健康保険証等の写しで、申請日時点で有効期限内のものを、いずれか一つ提出してください。</p> <p>＜住所、氏名、生年月日が分かるもの＞</p> <p>※マイナンバーカードを提出される場合、マイナンバー（個人番号）部分がある裏面は不要です。</p>
② 通帳の写し（★）	<p>表紙と見開き1ページ目</p> <p>＜インターネット銀行や通帳未発行の場合は、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できるものの写真又はコピー＞</p>
③ 営業実態を確認できる資料	<p>原則として、直近の確定申告書の写しとします。</p> <p>（法人）法人税確定申告書 別表一 の写し （個人）確定申告書B 第一表 の写し</p> <p>いずれも、税務署受付印（税理士等の証明印でも可）または電子申告の受信通知のあるもの。</p> <p>税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真や、事業所得の分かる最新年度の課税証明書や納税証明書（その2）を提出することでも代用可能です。</p> <p>【確定申告書が提出できない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由書（添付書類⑱）とともに、営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）を提出してください。 <p>【開業まもなく、確定申告を行っていない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は法人設立届出書の写し、個人の場合は税務署への開業届の写しと、直近の月末締め経理帳簿を提出してください。

<p>④ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し (自動販売機に係るものは対象外)</p>	<p>・営業許可日が時短要請への協力開始日より前であり、有効期限が令和3年4月24日(要請期間の最終日)以降であることが必要です。</p> <p>・<u>要請期間中(令和3年4月1日～4月24日)に営業許可を更新された方は、要請期間に係る新旧両方の許可証の写しを提出してください。</u></p> <p>・許可を受けた者と協力金申請者は、原則、同一であることが必要です。異なる場合は、<u>申出書(添付書類⑱)</u>を提出してください。</p> <p><u>※所管官庁への申請情報等と照合します。</u></p>
<p>第1期又は第2期協力金の申請に添付した営業許可証の写し</p>	<p>【第1期又は第2期協力金を申請済みで、その時の許可証と直近の許可証が異なる店舗のみ】</p> <p>・直近の許可証とあわせて、以前の協力金申請に添付された許可証の写しも、再度提出してください。</p>
<p>⑤ 通常の営業時間が分かる書類</p>	<p>店舗のホームページ・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示・看板の写真など。</p> <p>※「通常の営業時間」とは、時短要請期間以前及び終了後の営業時間をいいます。</p>
<p>⑥ 店頭掲示又は店舗ホームページに掲示した時短営業の告知文の写真又は写し (「協力した期間」と「営業時間」が分かるもの)</p>	<p>写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり、文言が鮮明に写ったものを提出してください。ネット等での告知文の場合は、それを鮮明に印刷したもの又はスクリーンショットを印刷したものを提出してください。</p>
<p>⑦ 屋号・店名が確認できる店舗の外観写真</p>	<p>屋号・店名を鮮明に写した写真を提出してください</p> <p>※外観:外側からみた様子(お店の状態)がわかる写真が必要です。告知文や看板のアップ写真は受け付けられず不備となります。</p>
<p>⑧ 店舗の内観写真</p>	<p>飲食店であることが分かる、鮮明な写真を提出してください。</p> <p>※写真で店内の様子が確認できない場合は、不備となります。</p>
<p>⑨ 感染拡大対策宣言ポスター(店名が記載された県所定のもの)を店頭または店内に掲示していることが確認できる写真</p>	<p>鮮明に写した写真を提出してください。 (休業の場合は提出不要です)</p>

※ 添付資料のうち、写真(告知文の写しや店舗)の記名についての注意事項
 <電子申請の場合>ファイル名を「申請者名_店舗名(通し番号)」としてください。
 (例:「株ひょうごフーズ_居酒屋のじぎく三宮店①」)

<表2> 売上高方式で協力金日額が4.1~10万円となる場合の追加添付書類一覧（中小企業等）

書類名	説明・具体例						
<p>⑩ 令和元年(2019年)又は令和2年(2020年)の4月を含む事業年度の確定申告書類等の写し</p>	<table border="1" data-bbox="715 336 1415 672"> <thead> <tr> <th data-bbox="715 336 818 387">区分</th> <th data-bbox="818 336 1415 387">提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="715 387 818 533">法人</td> <td data-bbox="818 387 1415 533">「法人税確定申告書別表一」に加え、「法人事業概況説明書」(申告者名と月別売上高、兼業割合が記載されている部分)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 533 818 672">個人</td> <td data-bbox="818 533 1415 672">「所得税確定申告書第一表」に加え、「青色申告決算書」又は「収支内訳書」又は「住民税申告書」</td> </tr> </tbody> </table> <p>※税務署受付印(税理士等の証明印でも可)や電子申告の受信通知のあるものの写しに限ります。</p>	区分	提出書類	法人	「法人税確定申告書別表一」に加え、「法人事業概況説明書」(申告者名と月別売上高、兼業割合が記載されている部分)	個人	「所得税確定申告書第一表」に加え、「青色申告決算書」又は「収支内訳書」又は「住民税申告書」
区分	提出書類						
法人	「法人税確定申告書別表一」に加え、「法人事業概況説明書」(申告者名と月別売上高、兼業割合が記載されている部分)						
個人	「所得税確定申告書第一表」に加え、「青色申告決算書」又は「収支内訳書」又は「住民税申告書」						
<p>⑪ 令和元年(2019年)又は令和2年(2020年)の4月の売上帳簿等の写し</p>	<p>試算表、売上台帳、出納帳などを提出してください。</p> <p>※上記⑩の確定申告書類等の写しとして令和2年4月を含む事業年度のものを出された場合は、令和2年4月の売上帳簿等を提出してください。</p> <p>※申請する店舗の飲食事業の売上が分かる帳簿等を提出してください。その際、<u>関係がある箇所</u>に下線を引く、目印を付けるなど、<u>確認しやすくしてください</u>。</p> <p>※4月単月の売上高が確認できない場合は、年間売上高を基に1日当たりの売上高を算定し協力金を申請できます。この場合、その年間売上高を証する売上帳簿等を提出してください。</p>						
<p>⑫ 協力金日額の計算シート(売上高方式)</p>	<p>令和元年又は令和2年の4月の売上高の算定過程を明らかにするための書類です。</p> <p>記載の内容は、売上帳簿の内容や、申請書に記載する内容と相違がないように、お願いします。</p>						
<p>⑬ 一日当たりの売上高等の計算書類と関連書類の写し</p>	<p><確定申告書類の売上高に、飲食部門以外の売上を含む場合> その計算式を記載した書類(様式自由)と根拠となる売上帳簿等の写し</p> <p><確定申告書類の売上高が、複数店舗の合計売上高で、申請店舗の売上高が不明な場合> その計算式を記載した書類(様式自由)と店舗数を示す書類の写し</p>						

＜表3＞ 売上高減少額方式で協力金を申請される場合の追加添付書類一覧（大企業及び希望する中小企業）

書類名	説明・具体例						
<p>⑭ 令和元年(2019年)又は令和2年(2020年)の4月を含む事業年度の確定申告書類等の写し</p>	<table border="1" data-bbox="715 304 1415 645"> <thead> <tr> <th data-bbox="715 304 818 353">区分</th> <th data-bbox="818 304 1415 353">提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="715 353 818 499">法人</td> <td data-bbox="818 353 1415 499">「法人税確定申告書別表一」に加え、「法人事業概況説明書」(申告者名と月別売上高、兼業割合が記載されている部分)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 499 818 645">個人</td> <td data-bbox="818 499 1415 645">「所得税確定申告書第一表」に加え、「青色申告決算書」又は「収支内訳書」又は「住民税申告書」</td> </tr> </tbody> </table> <p>※税務署受付印(税理士等の証明印でも可)や電子申告の受信通知のあるものの写しに限りです。</p>	区分	提出書類	法人	「法人税確定申告書別表一」に加え、「法人事業概況説明書」(申告者名と月別売上高、兼業割合が記載されている部分)	個人	「所得税確定申告書第一表」に加え、「青色申告決算書」又は「収支内訳書」又は「住民税申告書」
区分	提出書類						
法人	「法人税確定申告書別表一」に加え、「法人事業概況説明書」(申告者名と月別売上高、兼業割合が記載されている部分)						
個人	「所得税確定申告書第一表」に加え、「青色申告決算書」又は「収支内訳書」又は「住民税申告書」						
<p>⑮ 令和元年(2019年)又は令和2年(2020年)の4月と、令和3年(2021年)の4月の売上帳簿等の写し</p>	<p>試算表、売上台帳、出納帳などを提出してください。</p> <p>※上記⑭の確定申告書類等の写しとして、令和2年4月を含む事業年度のものを提出された場合は、令和2年4月の売上帳簿等を提出してください。</p> <p>※申請する店舗の飲食事業の売上が分かる帳簿等を提出してください。その際、<u>関係がある箇所</u>に下線を引く、目印を付けるなど、<u>確認しやすくしてください。</u></p> <p>※4月単月の売上高が確認できない場合は、年間売上高を基に1日当たりの売上高を算定し協力金を申請できますが、この場合、当該年間売上高を証する売上帳簿等を提出してください。</p>						
<p>⑯ 協力金日額の計算シート(売上高減少額方式)</p>	<p>令和元年又は令和2年の4月並びに令和3年4月の売上高の算定過程を明らかにするための書類です。記載の内容は、売上帳簿の内容や、申請書に記載する内容と相違がないように、お願いします。</p>						
<p>⑰ 一日当たりの売上高等の計算書類と関連書類の写し</p>	<p>＜確定申告書類の売上高に、飲食部門以外の売上を含む場合＞ その計算式を記載した書類(様式自由)と根拠となる売上帳簿等の写し</p> <p>＜確定申告書類の売上高が、複数店舗の合計売上高で、申請店舗の売上高が不明な場合＞ その計算式を記載した書類(様式自由)と店舗数を示す書類の写し</p>						

＜表4＞ その他該当する方のみが提出する必要がある追加添付書類一覧

書類名	説明・具体例
申請者と飲食店営業許可等を受けた名義人とが一致していない場合 ⑱ 飲食店営業許可証等に係る申出書	飲食店営業許可証等に係る申出書(添付書類⑱)を提出してください。 (※)申請者欄と許可を受けた者欄を、それぞれ自署願います。電子申請の場合は、スキャンしてPDFファイル化して提出してください。
何か申告事項がある場合 ⑲理由書	確定申告書の写しを提出できない場合や、通常時と時短要請中の定休日や不定休による店休日数が異なる場合など、申告事項がある場合は、理由書(添付書類⑲)を提出してください。 (※)申請者欄を自署願います。電子申請の場合は、スキャンしてPDFファイル化して提出してください。
令和2年5月以降に新規開店した店舗について申請される方のみ ⑳開店以来の売上高の計算書	様式は自由です。加えて、令和2年5月以降に開店したことを示す資料(開店オープンのチラシ等)と、選択した当該月の売上高及び営業日数を示す売上帳簿等も添付してください。

■申請書の審査

- ・申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。
その際、連絡が取れない場合や、期日までに事務局が指定した書類の提出がない場合には、申請を取下げたものとみなしますので、ご注意願います。
- ・提出された飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証について、所管官庁への申請情報等と照合します。
- ・申請者が法人の場合は法人代表者、個人事業主の場合は個人事業主本人について、兵庫県暴力団排除条例に基づき、暴力団員等に該当していないか、兵庫県警察本部に照会します。
- ・必要に応じて、店舗の現地調査をさせていただく場合があります。その際は、対応をよろしくをお願いします。
- ・申請書の審査の結果、協力金の支給又は不支給が決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請者の所在地又は住所あて郵送又は電子メールによりお送りします。

■協力金の支払い

- ・できるだけ早期の支給に努めますが、申請書に不備がある場合には、支給まで時間を要する場合があります。
- ・協力金は、事務局から申請書において指定された金融機関の口座に振り込みます。振込名義は「ヒョウゴケンジタンキョウリョクキン」とする予定です。なお、協力金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて、行います。
- ・振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は、法人名義の口座に限ります。
- ・本協力金は、国、県及び市町の負担により行っています。支給には、予算の議決が必要なため、それが整った時点から順次支払い手続きを進めていきます。その点をご了承ください。

■個人情報・法人情報の利用

以下のことを、ご了承ください。下記以外の目的では、申請書類及び添付書類に記載された情報（以下「申請情報」といいます。）を使用しません。

- ・協力金の支給事務を処理するために必要な範囲で、兵庫県及び兵庫県から事務を委託された事業者が申請情報を利用します。
- ・申請の審査過程において、必要に応じ、営業許可の有無や欠格事項の有無の確認のために、保健所、警察署、税務署など関係官署に対して、申請情報を提供する場合があります。
- ・兵庫県とともに協力金財源を負担する国・県内市町にも、申請情報を提供します。
- ・保健所、警察署、税務署などの公的機関から、法令に基づき、申請情報の提供を求められた場合、それを提供する場合があります。

■協力金の返還

協力金支給後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により協力金を受領した場合は、協力金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息（年10.95%の割合）が生じます。

偽りその他不正の手段が特に悪質な場合は、警察に刑事告訴等を行います。

その場合、あわせて、事業者名の公表をすることがあります。

お問い合わせ

■兵庫県休業・時短協力金コールセンター

開設時間 午前9時から午後5時(月から金曜日)

電話番号 078-361-2501